

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和5年度第6回伊勢崎市介護保険運営協議会
開催日時	令和6年2月8日(木)午後1時30分から
開催場所	市役所東館3階 災害対策室
出席者氏名	(委員) 久保田会長、南雲副会長、岡田委員、宮下委員、木暮委員、島田委員、宮野委員、黒須委員、岡部委員、原委員、川端委員、寺岡委員、宮澤委員 (事務局) 長寿社会部部長、長寿社会部副部長、高齢政策課長、高齢政策係長2名、生活支援係長2名、地域包括支援センター所長、地域包括支援センター所長補佐、地域包括支援センター係長2名、介護保険課長、保険料係長2名、給付係長2名、認定係長2名、介護保険課給付係職員
傍聴人数	0名
会議の議題	協議事項 (1) パブリックコメント手続きの結果報告について (2) 地域密着型サービス運営委員会 地域密着型サービス事業所の新規指定について ①看護小規模多機能型居宅介護事業所 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
会議資料の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画</li> <li>・サービス概要(別紙01)</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所指定申請書(資料01)</li> <li>・サービス概要(別紙02)</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所指定申請書(資料02)</li> </ul>

会議における  
議事の経過  
及び発言の要旨

1 開会  
2 あいさつ  
3 議事  
(会長)  
これより議事を進行させていただきます。次第3の議事 パブリックコメント手続きの結果報告について事務局より説明をお願いいたします。  
(事務局)  
第9期計画に関しては、最初に第7章の介護保険料を除いたものでパブリックコメント手続きを実施し、その後第7章の部分のみを実施いたしました。  
まず、第7章を除いた状態で、パブリックコメント手続を実施した内容について説明いたします。令和5年12月25日から令和6年1月23日まで実施し、2名の方から2件のご意見をいただきました。  
1件目ですが、「高齢者の移動手段の確保のため、鉄道・路線バス・コミュニティバスのネットワークを再構築し、高齢者の行動範囲をひろげてほしい。」というご意見でした。こちらについては、継続した公共交通の利用促進や利便性の向上に努めていく旨と、本計画の106ページに同様の趣旨が反映されていることを本市の考え方といたします。  
続いて2件目ですが、「高齢化の問題をはじめ、人口減少や少子化も深刻な状況です。これらの問題を解消したくても、住んでいる地区によっては、市街化調整区域など（都市計画など）の制約があり、地域が発展せず問題が進行しているため、規制を変える必要があると考えます。」というご意見でした。こちらについては、市全体の人口動向や土地利用の動向を見据えながら、本市の政策策定の際に貴重な御意見として参考とすることを本市の考え方といたします。  
なお、これらの意見を受けて、本計画の修正・訂正・加筆等を行った箇所はございません。今後、御意見に対する市の考え方を記載したものをホームページで公表することとなります。  
次に、第7章の介護保険料のパブリックコメント手続きについて説明いたします。令和6年1月24日から2月2日まで実施し、5名の方から7件のご意見をいただきました。7件のご意見を要旨により分類すると3件のご意見に分類されました。  
1件目ですが、「年金で暮らす高齢者にとって、介護と医療の保険料負担は重い。介護保険料を引き下げてほしい。」というご意見を1名の方からいただきました。  
2件目ですが、「介護保険料の負担は重い。基金を更に取り崩して保険料を引き下げてほしい。」というご意見を4名の方からいただきました。  
3件目ですが、「所得の低い方の保険料負担を軽減するだけでなく、基金を活用して保険料基準額72,000円とその1つ上の第6段階の保険料も引き下げてほしい。」というご意見を2名の方からいただきました。  
3件のご意見に対する市の考え方についてです。はじめに、第9期計画期間を迎えるにあたっての、国の施策・保険料の見直しに関しましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、

今後の介護給付費の増加を見据えて、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることが示されております。具体策として、保険料の標準段階を9段階から13段階へと多段階化する、所得が高い方の標準乗率を引き上げる、所得が低い方の標準乗率は引き下げる等があります。保険料の乗率等は、国が標準を示しており、本市においては、保険料基準額72,000円の1つ下の第4段階のほかは、国が示す標準乗率等を採用したところでございます。

次に、基金の活用についてですが、物価高騰が続く現状を鑑みまして、保険料基準額を据え置きと設定するため、基金保有額約18億円のうち約10億円を取り崩す計画としました。残りの約8億円は、今後の介護給付費の増加を見据え、保険料の大幅な引き上げを抑制する財源とするため、第9期計画期間では取り崩さないこととしました。いただいたご意見を受けて、本計画に修正等を行った箇所はございません。以上でございます。

(会長)

只今の事務局の説明についてご質問等がございますか。質疑がないようですので、パブリックコメント手続きの結果報告についてご異議ございませんか。ご異議がないようですので、本件については承認することといたします。

(会長)

続きまして、(2)伊勢崎市地域密着型サービス運営委員会についてですが、これより会議は個人情報が含まれておりますので、非公開となります。

地域密着型サービス事業所2件の新規指定がございまして、まず看護小規模多機能型居宅介護事業所について、事務局より説明いたします。

(事務局)

はじめに、看護小規模多機能型居宅介護事業について簡単に説明します。別紙01の資料の1ページをご覧ください。

サービス概要について説明します。看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、通い・泊まり・訪問看護・訪問介護の4つを一体的に受けられる介護サービスです。要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、療養上の管理の下で、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援し、日常生活上のお世話や機能訓練を行うことにより、在宅での生活継続を支援いたします。

続いて、指定申請について資料01の申請書類から説明いたします。

1ページをご覧ください。申請者ですが、社会福祉法人三友会理事長 羽鳥守さんです。指定を受けようとする事業の種類は、看護小規模多機能型居宅介護。事業開始予定年月日は、令和6年4月1日です。

2ページをお願いします。事業所名は、看護小規模多機能施設うぬき。所在地は安堀町1179番地1です。現在こちらの事業所は、小規模多機能型居宅介護の指定を受けておりますが、令和6年4月1日より看護小規模多機能型居宅介護へ転換をするため、今回新規指定となります。設備基準上の利用定員は、登録定員18人、通いサービスの利用定員が12人、宿泊サービスの利用定員が6人です。

また、こちらの事業所は、太田町に所在する看護小規模多機能型居宅介護事業所である看護小規模多機能施設広瀬を本体事業所とするサテライト型の看護小規模多機能型居宅介護事業所となります。本体事業所である看護小規模多機能施設広瀬が令和6年4月1日に、今回ご審議いただく看護小規模多機能施設うぬきの隣に移転する予定ですので、本体事業所とサテライト型事業所が隣接する形となります。サテライト型事業所の実施要件については、本体事業所が事業開始以降1年以上の実績を有すること、本体事業所との距離が自動車等により概ね20分以内の近距離であること等があり、すべて満たしております。介護報酬については看護小規模多機能型居宅介護と同額となっております。

再度、別紙01の2ページの事業所概要を併せてご覧ください。管理者は、本体事業所の管理者及び従業者との兼務となり、8ページから9ページの経歴書及び資格証より、必要な経歴及び資格を有しております。

従業者の職種・員数について、従業者は常勤専従8人、常勤兼務1人、非常勤専従4人。うち看護職員は常勤専従1人。介護支援専門員は常勤兼務1人です。

基準については、まず従業者ですが、日中の通いは常勤換算方法で利用者3人につき1人以上で、うち1以上は看護職員であること。訪問サービスの提供に当たる者は2以上。夜勤職員は時間帯を通じて1以上。また、看護職員は常勤換算方法で1以上が必要となります。必要な員数については、6ページの勤務表により、基準以上の配置であることを確認しております。なお、7ページに本体事業所である看護小規模多機能施設広瀬の勤務表を参考に添付してあります。

また、必要な資格については、10ページから19ページの資格証明等により、基準を満たしていることを確認しております。

代表者は羽鳥守さんで、20ページから21ページの経歴書及び修了証書より、必要な経歴を有し、研修を修了しております。

22ページから23ページまでが、事業所の平面図及び設備等一覧表になります。事業所の一画に愛老園訪問看護ステーションの出張所の事務室がございます。条例で定める基準を満たしており、消防法に基づく非常災害設備も備えていることを確認しております。

35ページをお願いします。条例で定める協力医療機関等については、協力医療機関が大島病院となっており、協力歯科医療機関がはが歯科医院となっております。また、協力施設が特別養護老人ホーム愛老園となっております。大島病院との協力医療機関委託契約書については、作成中であったため本日の資料には添付しておりませんが、昨日、法人より契約書の写しの提出があり、協力医療機関としての契約を結んでいることの確認をいたしました。

以上で1件目の説明を終わります。申請のとおり新規指定いたしたく、御協議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

只今の事務局の説明についてご質問等がございますか。質疑がないようですので、この事業所の新規指定についてご異議ござい

ませんか。ご異議がないようですので、本件については承認することといたします。

(事務局)

続いて、2件目に移らせていただきます。はじめに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について簡単に説明します。別紙02の資料の1ページをご覧ください。

サービス概要について説明します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。平成24年に創設されたサービスですが、現在、伊勢崎市において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施している事業所はありません。

下の図がサービス提供のイメージになりますが、1日1回から複数回、決まった時間に訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等といった日常生活上の世話をを行う定期巡回サービスと、事業所のオペレーターが利用者・家族等から通報を受けて、通報内容をもとに相談援助を行うか、訪問介護員等の訪問又は看護師等による対応の要否を判断する随時対応サービスと、訪問の必要を認めた場合に行う随時訪問サービスが提供されます。

資料中段をご覧ください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、2つのタイプがあり、同じ事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型事業所と、事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する連携型事業所があります。今回審議いただく事業所は、イメージ図の左側の一体型のタイプです。

資料下段をご覧ください。報酬は、利用者の要介護度に応じた月額報酬です。今回ご審議いただく事業所は一体型の事業所ですので、左側の表が1カ月あたりの基本報酬となります。一体型事業所の表の左側が訪問介護と訪問看護の両方を利用した場合の基本報酬、表の右側が訪問介護のみ利用した場合の基本報酬です。

続いて指定申請について資料02の申請書類から説明いたします。

1ページをご覧ください。申請者ですが、株式会社スマイルーク代表取締役 板橋亨さんです。指定を受けようとする事業の種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。事業開始予定年月日は、令和6年4月1日です。

2ページをお願いします。事業所名は、ケアサポ24。所在地は三光町20番9号です。

ここで再度、別紙02の2ページの事業所概要を併せてご覧ください。管理者が1名。従業者の職種・員数は、オペレーターが常勤兼務5名、定期巡回サービスを行う訪問介護員等は常勤兼務5名、随時訪問サービスを行う訪問介護員等は常勤兼務5名、看護職員は常勤専従5名、非常勤専従1名。計画作成責任者は常勤兼務2名となっております。

資料02の下段をご覧ください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の欄で

すが、同法人が運営している訪問看護ケアサポ24となります。職員の待機や道具の保管、着替え等を行うための出張所であって、利用申込みに係る調整等が一体的に行われること、職員の勤務体制、職務内容等が一元的に管理されること等の要件があり、すべて満たしております。

7ページをご覧ください。勤務体制の一覧表になります。管理者、オペレーター、定期巡回・随時訪問サービスを行う訪問介護員および計画作成責任者は兼務可能となっており、勤務時間はそれぞれの職種に算入することができます。それぞれの職種において、基準を満たす配置となっております。

また、必要な資格については、8ページから18ページの資格証明等により、基準を満たしていることを確認しております。なお、管理者は看護師資格に加え、介護支援専門員の資格も有しております。本日の資料には介護支援専門員の資格者証は添付していませんが、本日、法人より介護支援専門員の資格者証の写しの提出があり介護支援専門員の有資格者であることを確認しております。

19ページから20ページまでが、事業所の平面図及び設備等一覧表になります。19ページの平面図をご覧ください。事務室の一面が障害福祉サービスの相談支援事業所の区画となっており、玄関、打ち合わせスペース、複合機及びトイレ等は相談支援事業所との共有部分となっております。なお、電話番号については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と相談支援事業所は別々となります。設備備品等一覧表ですが、利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器等、オペレーターが利用者からの通報を受けることができる電話機等の通信機器等、利用者が援助を必要とする状態になったときにオペレーターに通報できる緊急通報装置等を備えております。

以上で説明を終わります。申請のとおり新規指定いたしたく、御協議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

只今の事務局の説明についてご質問等がございますか。

(委員)

通信機器等により利用者から通報を受けられるということですが、具体的にはどのようなものですか。

(事務局)

利用者の自宅に電話回線を利用した機器を設置します。その機器に非常用のボタンが付いており、ボタンを押すとオペレーターにつながります。オペレーターと電話をしているように双方で対話をすることができます。オペレーターが利用者の様子を聞き取り、相談だけで済むのか、訪問が必要なのか判断し、訪問が必要な場合には看護職員か介護職員へ連絡が行き、自宅へ訪問するという流れになります。

(委員)

通信機器等にかかる費用は利用者が負担するのですか。

(事務局)

通信機器等は事業所が用意し、設置料・リース料・保守料は事業所負担となり、通話料は利用者負担となります。

	<p>(会長) どれくらいの利用者の人数を想定されているのでしょうか。</p> <p>(事務局) 利用定員はなく、現段階では利用者の確保はできていないようですが、事業所としては1カ月20人程度まで徐々に拡大したいとのことです。</p> <p>(委員) 連取町に訪問看護の事業所を運営しているということですが、職員の待機状態はどのようになるのですか。</p> <p>(事務局) 訪問看護職員は連取町の訪問看護事業所にて待機し、訪問介護職員は三光町の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に待機となります。</p> <p>(委員) 通常の訪問看護は事前に医師の指示書が必要になりますが、定期巡回についても同様ですか。</p> <p>(事務局) 定期巡回についても同様に必要であり、医師の指示書がある方のみ、訪問看護のサービスを提供することになります。</p> <p>(委員) 新たに始まるサービスとして不明瞭な部分もあるかもしれませんが、在宅生活維持のために新たなサービスの選択肢として多くの人に活用してもらえよう、サービスを的確に提供できる体制をしっかりと確保していただきたい。</p> <p>(会長) 他にご質問等がございますでしょうか。ないようですので、この事業所の新規指定についてご異議ございませんか。ないようですので本件については承認することといたします。</p> <p>4 その他</p> <p>(会長) その他につきまして何かございますでしょうか。無ければ事務局の方からございますでしょうか。</p> <p>(事務局) 地域密着型サービス事業所の資料には個人情報が含まれておりますので、机の上に置いてお帰り下さいますようお願いいたします。</p> <p>(会長) それでは以上で介護保険運営協議会の議事を終了いたしましたので議長の任を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。</p> <p>5 閉会</p>
--	--